

(11) リゾートウエディング実施組数

平成19年の「沖縄リゾートウエディング」の実施組数は、新たにチャペルが2カ所新設されたこと及び国内一のリゾートウエディングエリアとして人気が高まっていることから、平成18年の6,050組を上回る7,000組となった。

5 沖縄観光の課題

(1) 第3次計画作成にあたっての課題認識

ア 質の高い沖縄観光の実現

第2次沖縄県観光振興計画においては、「質の高い沖縄観光の実現」、即ち沖縄観光の付加価値を高めることを最も大きな課題として、体験滞在型観光や離島観光の推進、観光関連産業の人材育成、観光のバリアフリー化の促進など受入体制の整備、コンベンションの誘致、積極的な誘客プロモーションの展開などを推進してきた。

しかしながら、第2次計画がスタートした平成17年以降、沖縄の入域観光客数は、順調に増加し平成19年には、目標指標に達する〇〇〇万人を記録した一方で、観光客一人あたりの県内消費額は、依然伸び悩んでおり、目標指標より低位にある。

また、観光客の満足度は、美しい海、沖縄らしい風景など観光資源に対する高い満足度に比べ、観光施設、食事等の観光内容についての満足度は相対的に低い状況にある。

第3次計画においても、引き続き「質の高い沖縄観光の実現」に向け、沖縄観光の付加価値を高めること、及び観光客の満足度を高めることに重点を置いた取り組みが必要である。

一方近年、県内では低価格の宿泊施設の新設が急激に進んでおり、今後も増加することが見込まれていることから、さらに、価格による選別が厳しさを増す可能性があり、既存中小ホテル業の経営基盤の強化や経営革新を促す必要がある。

また、付加価値と観光客の満足度が高い、質の高い観光を実現するためには、これを支える人材の育成確保が重要である。

しかしながら現況は、高失業率のなかにありながら、観光関連産業の求人は多いものの、県内若年者の観光関連業界への就職意欲が低く、さらに、就職後の定着が悪いとの指摘があり、引き続き若年層の観光関連産業への就業促進、定着対策の充実に努めるとともに、観光関連中小企業経営者の人事管理、人材育成に対する意識改善やスキル向上を促す必要がある。

平成19年における入域外国人観光客数は、約〇〇万人で、前年に比べ、大幅に増加したが、依然、全観光客の〇.〇%に止まり、目標指標を大きく下回っている。

現在、国においては観光立国を掲げ外国人観光客の我が国への誘客にさらに

積極的に取り組んでいる。また、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、外国航空会社による地方空港への路線開設、増便等について、自由化交渉の妥結前でも暫定的に認めるなど、条件整備を進めている。

また、我が国における少子高齢化の進展により長期的には国内マーケットの大幅な拡大が望めない中、経済成長と相まって中国を中心とする東アジア地域において、大きな観光市場が創出されつつあり、沖縄観光にとっても有望な市場になると見込まれる。

このような中で、本県の外国人観光客の受入体制は、ハード・ソフト両面で不十分であり、国際線旅客ターミナルビルの整備や国際クルーズに対応した専用バス・旅客ターミナルの整備を急ぐ必要があるほか、公共交通機関や案内標識等における外国語表記の充実、各面での対応人材の育成・確保など、国際的な観光・リゾート地にふさわしい受入体制を整備する必要がある。

また、海外における沖縄観光の認知度は、依然低い状況にあり、東アジア有数の安全な海洋性リゾート地として知名度を上げるため、海外マーケットの実情に応じ効果的な宣伝活動を展開する必要がある。

イ 大きな飛躍に向けた基盤づくり

沖縄県は、沖縄振興計画に基づき2次にわたる分野別計画を策定し、自立型経済社会の構築に向け幅広い産業振興施策を展開してきた。

沖縄県の社会経済情勢の現状は、入域観光客数が好調に推移していることを背景に、県内景気は緩やかな回復基調にあるものの、県内総生産はやや伸び悩んでおり、また、依然として第1次・第2次産業の就業者比率は下降を続け、若年層を中心とした高い失業率や県民所得の格差の改善に進展が見られていない。

観光・リゾート産業には、引き続き県経済全体を牽引していくことが強く求められており、持続的な伸張を確保する必要がある。

平成18年12月、沖縄県は、観光・リゾート産業の大きな飛躍により、自立型経済の構築を着実に進めるため、「概ね10年後（平成28年）を目処に年間観光客数1,000万人を目指して観光の新たな展開を図ること」を新たな政策目標として掲げたことを踏まえ、第3次計画の策定においては、「沖縄観光の大きな飛躍に向けた基盤づくり」を基本的な課題のひとつとし、観光振興に取り組む必要がある。

本県の観光・リゾート産業を持続的に振興し、将来の大きな飛躍を実現するためには、空港・港湾・道路など関連社会インフラの整備はもとより、公共・

民間の観光施設の整備、地域資源を活用した新たな観光メニューの創出促進など、国内外から多くの観光客を引きつけられる魅力ある観光地づくりの推進、新たなマーケットの拡大に向けた誘客宣伝活動の展開など、従来にも増して戦略的かつ重点的な観光振興施策の展開が必要である。

また、持続的に観光・リゾート産業を振興していくためには、豊かな自然環境や沖縄らしい風景、県民の生活環境、地域に根付いている文化などの保全と調和の取れた観光振興施策を確立することが、重要な課題である。

さらに、沖縄観光の持続的な伸張を図るためには、年間を通して季節変動の少ない通年型の観光を実現することが必要である。

本県観光の季節変動は、修学旅行客の増加や冬場の離島観光、リゾートウェディングの進展などにより、着実にピーク期とオフ期との差は縮まってきたが、平成19年度から修学旅行客が減少に転じており、季節天候に左右されない新たな観光メニューの確立など、新たなオフシーズン対策の展開が求められている。

また、那覇空港は、平成22～27年頃には、夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなるおそれがあるとされており、年間観光客数の伸びが鈍化すると見込まれることから、年間を通して安定した観光客を誘致するためにも、オフシーズン対策を早急に確立する必要がある。

(2) 第3次計画の施策展開に向けた具体的な課題

第3次計画の作成にあたって、沖縄振興計画及び第2次沖縄県観光振興計画の施策展開に添って整理した沖縄観光の具体的な課題は、以下のとおりである。

ア 国際的海洋性リゾート地の形成に向けた課題

① 観光まちづくりの推進

沖縄観光を持続的に振興していくためには、「沖縄らしさ」、「沖縄ならではの」を求める観光客のニーズに的確に応え、元来、県内各地域が保有する「沖縄らしい」、「沖縄ならではの」地域資源を有効に活用した質の高い観光地づくりを強力に進める必要がある。

また、沖縄県民の暮らし自体が観光資源であるとの視点に立ち、まちづくりと一体となった、「住んでよし、訪れてよし」の観光地づくりに、地域が主体的に取り組むことが求められている。

地域の行政と民間の連携、さらには地域間の連携による、地域総体としての魅力を高める取り組みを、さらに促していく必要がある。

② 観光地の魅力の増進

沖縄型特定免税店空港外店の開店後、既存アウトレットモール等と連携したリゾートショッピングの新たな流れが定着し、同施設周辺に新たな商業集積やレンタカー拠点施設の整備が進むなど、拠点形成が図られている。

また、国営沖縄記念公園首里城地区などの整備が進み、多くの観光客が訪れる拠点として定着している。

今後も、これら観光拠点及びその周辺における公園、街路、駐車場などの一体的な整備を進めるとともに、観光客の利用を一層促進する必要がある。

さらに、沖縄観光の魅力をさらに増進させるため、新たな拠点形成について検討を始める必要がある。

③ 観光客の移動の円滑化

近年の原油価格の高騰に伴い、経営合理化のため航空路線の再編整理が進んでおり、一部の離島一県外間などの路線運休が生じている。また、航空運賃の上昇懸念も大きく、入域手段が航空路線に大きく依存している本県観光にとっては、今後の動向に注視する必要がある。

また、観光客の旅行目的の多様化、リピーター化の進展、インターネットによる観光地情報の充実などにより、観光客の訪問先は年々広がりを見せており、自由度の高いレンタカー利用は、今後も増加すると見込まれる。

このため、交通情報の充実や案内標識の整備等に加え、観光地へのアクセス道路や観光地周辺の道路、駐車場の整備を急ぐ必要がある。

また一方で、公共交通機関で観光地を巡りたいという観光客の要望も多くあり、公共交通網の充実、利用促進も課題となっている。

④ 公共施設の整備

入域観光客数に占める外国人観光客数の割合は、平成18年は約1.6%しかないことから分かるように、諸外国からの国際的海洋性リゾート地としての認知度は、まだまだ低いといえる。

これは、諸外国の国際的な観光地と比べ、国際的な観光リゾート地としてふさわしい魅力ある観光関連施設やインフラの整備等が十分ではないことが要因としてあげられる。

自然環境や県民の生活環境の保全と、沖縄らしい風景の保持・形成に配慮しながら、魅力ある観光施設の集積を促進するとともに、関連社会インフラ

の一体的な整備を重点的に進める必要がある。

また、離島・島嶼県である本県においては、アクセスの拠点となる空港及び港湾の整備は特に重要な課題であり、那覇空港の整備やクルーズ船対応の港湾整備、離島空港・港湾の整備を図る必要がある。

特に、那覇空港については、空港能力の限界が近づいており、観光の持続的な振興を図るため、滑走路の増設やターミナルビルの拡充整備など、早急な対応が必要となっている。

⑤ 持続可能な観光地づくりの推進

本県の亜熱帯海洋性の美しい自然環境は、県民の貴重な財産であると同時に重要な観光資源となっている。

この自然環境を保護することが、本県観光を今後とも持続的に発展させていくための基盤であるとの認識に立ち、将来にわたり損なわれることのないよう、観光の自然環境に対する影響を把握し、その保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりを進めていくことが、極めて重要な課題である。

また、レンタカー観光の増大等が表しているように、観光客の行動範囲の拡大、観光活動の多様化が進んでいることから、自然環境等の保全と調和のとれた観光施策の展開を図るべく、地域の住民、民間企業、行政が一体となり、主体的に持続可能な観光地づくりを推進していくことが強く求められている。

イ 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進に向けた課題

① 健康保養型観光の推進

温暖な気候や豊かな自然環境、ゆったりとした生活環境などの優位性を活かし、人間ドックツアー等の健康保養型旅行商品の開発やタラソセラピー、スパ・エステ等の施設・サービスの整備が、民間を中心に進められている。

今後、沖縄の持つ「癒し」や「保養」に関連する優位性をさらに活かした商品・サービスの開発やプロモーションを展開し、沖縄の「癒し」を観光のブランドとして定着させる必要がある。

② エコツーリズムの推進

亜熱帯性の豊かな自然環境のもと、県内でのエコツアーは、益々盛んになっているが、一部では、自然環境への負荷拡大が懸念されている。

そのため、地域の重要な資源である自然や文化を保全しながら持続的に活

用することで地域の活性化を図るというエコツーリズム理念の普及に努めるとともに、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定等の締結促進、ツアーフィールドの保全管理体制の確立を進める必要がある。

③ 文化交流型観光の推進

世界遺産や史跡等の整備が進められているが、観光活用は一部に限られている状況にあり、県立博物館・美術館等の文化施設も絡めストーリー性を加味した観光ルートづくりを進める必要がある。

また、県外で人気の高い音楽や空手などを観光誘客拡大に結びつける具体策を検討する必要がある。

④ 体験滞在・交流の推進

近年、比較的長期に滞在し、沖縄の暮らしを体験するなど、これまで旅行商品化されていない農林水産業など地場産業の体験活動や民泊に対するニーズが高まりつつある。

しかしながら、旅行業者が存在しない離島地域などにおいては、これらのプログラム化など地域での取り組みが困難な場合も多い。

これらの地域の取り組みをハード・ソフト両面で支援することが必要である。

ウ コンベンション・アイランドの形成に向けた課題

① MICE誘致の推進

企業ミーティング、報奨旅行、国際・国内会議、イベントや展示会などを目的とする、いわゆるMICE分野の旅行は、観光を主な目的とする旅行よりも経済効果が高いといわれており、今後の新たなマーケットとしての成長が見込まれる。

MICE誘致を積極的に進めるためには、マーケティング調査等に基づき市場の動向を把握し、国、市町村、関係団体及び観光業界と連携し、効果的かつ多面的な誘致活動を展開していく必要がある。

② MICE機能及び受入体制の充実

沖縄でのMICE開催のインセンティブを高めるため、MICE主催者が必要とする情報やサービスの円滑な提供、多彩なコンベンション施設等の整備、同時通訳者等の人材の育成など受入体制の充実を図っていく必要がある。

※ M.I.C.E.とは、Meeting, Incentive, Convention or Congress, Event or Exhibition の略であり、企業ミーティング、報奨（インセンティブ）旅行、国内・国際会議、イベントや展示会の総称である。

エ 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化に向けた課題

① 観光客の受入体制の確保

国内外の厳しい競争の中で、持続的に沖縄観光の発展を図っていくためには、沖縄を訪れる観光客の満足度を高め、再訪を促進することが重要であり、そのためには、県内における受入体制の整備を絶えず進め、持続的に沖縄観光の質を高めていくことが重要となる。

近年、県外資本を中心に新たなホテルの建設や、既存ホテルの売買が急激に進んでおり、効率的な運営による低価格の宿泊施設が増加している。

また、観光客の順調な増加に伴い、土産品店や飲食店の新規参入が続いており、競争の激化から一部においては接客サービス等の面で観光客から苦情を呈されている状況にある。

質の高い観光地を形成していくためには、中小企業がほとんどである県内観光関連産業の経営基盤の強化や経営革新への取り組みを促す必要があり、経営者や後継者、幹部職員などのマネジメント能力の向上を図る必要がある。

また、観光業界においては、質の高いサービスを提供できる人材の育成、観光産業等との連携による効果的な観光教育の実施等、実施体制の充実等を含め、観光現場を支える人材の育成が重要な課題となっている。

また、県内の観光産業のさらなるイメージアップ、観光産業従事者のモチベーションやステータスの向上を図る等、観光関連の仕事の魅力を高め、質の高い雇用を継続的に確保していくことが重要な課題となっている。

県民においては、観光の県経済に占める重要性を認識し、観光客をあたたく迎えるホスピタリティーの向上、観光地をはじめとする県内の美化向上といった観光に関する意識の向上を図り、良好な観光環境の形成が求められている。

さらに、観光は総合産業と言われるように、観光地としての魅力には非常に多くの要素を含むことから、沖縄の観光魅力を維持・向上させていくためには、県民をはじめ、観光業界等民間、市町村を含む行政等の連携による魅力ある観光地づくりが求められているとともに、事件事故の防止、自然災害に対する安全対策の強化、保健衛生環境の向上等、安全・安心な観光地づく

りが求められている。

また、多様化する観光ニーズに対応するきめの細かい観光情報の発信、台風時における観光客への対応の強化、誰もが楽しめる優しい観光地づくりを目指した観光のバリアフリー化の推進などが求められている。

さらに、観光客の現状や動向、旅行ニーズを的確に把握する観光統計調査やマーケティングの充実を図るとともに、調査等の結果が有効活用できるような環境整備が必要である。

国際観光の推進については、新規路線の開設等、国際航空路線網の拡充を図るとともに、国際線旅客ターミナルビルの整備や国際クルーズに対応した専用バス・旅客ターミナルの整備を急ぐ必要があるほか、公共交通機関や案内標識等における外国語表記のより一層の充実など、国際的な観光・リゾート地にふさわしいインフラを整備する必要がある。

また、質の高い商品の開発や観光ピーク時における宿泊客室の十分な確保を図るとともに、外国語が堪能な人材の育成・活用、ビザ制度の簡素化やC I Q（入国審査、検疫等）体制の拡充など、受入体制の強化が課題となっている。

② 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進

リピーターの割合が増え、初来訪者が実数で減少しており、今後も持続的に来訪者を増加させるためには、修学旅行客や外国人客などの初来訪者の誘客を強化するとともに、マーケティング調査に基づく、新たなマーケットの開拓が必要である。

また、これらマーケットに照準をあてた商品開発と並行し、航空会社や旅行会社等とタイアップした戦略的な誘客プロモーションを展開する必要がある。

特に外国人観光客の誘客に関しては、国のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携し、本県と直行便を有する東アジア諸国・地域を中心とする海外での旅行博への出展やメディアを活用した本県の認知度向上を図る必要があるほか、誘客重点地域現地におけるマーケティングに基づく外国人向け旅行商品の開発、外国人対応のインターネット情報の充実等、戦略的な外国人観光客の誘客活動に取り組む必要がある。

③ 観光の利便性の増進

離島県である沖縄では、観光の行程で多様な交通機関の乗り継ぎが必要と

なる場合が多い。また、観光客が利用しやすい公共交通の確保が必要である。

引き続き、観光の利便性を高めるため、交通機関同士の連携や交通機関の運行回数の増強などを促進する必要がある。

オ 産業間の連携の強化に向けた課題

① 観光土産品のブランド確立

観光産業は総合産業であり、観光産業の発展によって、本県経済への波及効果をさらに拡大していくことが求められている。

観光土産品については、競争力を高めていくためにも、県産原材料の使用比率を高め、沖縄らしい特色を持った、より付加価値の高い観光土産品を開発するとともに、安定的な生産体制と高い品質管理体制を整えていく必要がある。

② 観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進

観光客へ魅力ある県産農林水産物を提供していくためには、安定的な生産体制の確立と、観光業界への供給体制を整えることなど、より一層の地産地消への取り組みが求められている。

③ 観光との連携による関連産業の振興

癒しをテーマとする健康保養型観光を推進するため、健康関連産業やエステ・スパ関連産業との連携による商品開発が求められている。

文化交流型観光を推進するためには、音楽や芸能、空手などと観光関連産業との連携方策を確立する必要がある。

第3章 観光振興の基本方向

第3次計画においては、引き続き「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」の実現に向け、取り組んでいくことに加え、将来の年間観光客数1,000万人を目指す、沖縄観光の大きな飛躍のため必要な基盤づくりを着実に進める。

そのため、関係機関、民間との連携体制を強化し、関連インフラの早期整備や魅力ある観光地づくりに向けたハード・ソフト両面の施策の重点的な展開を図る。

1 国際的海洋性リゾート地の形成

(1) 観光まちづくりの推進

多様なニーズに対応した「質の高い沖縄観光の実現」を図るため、地域が主体となって、独特の自然・文化・歴史など、多様性に富んだ観光資源を持続的に活用し、住む人が誇りを持ち、旅行者が何度でも訪れたいとなる活力あふれる「観光まちづくり」を推進する。

そのため、観光まちづくりに関する指針を策定し、広域的な観点から、各地域の主体的な取り組みを促進・支援することで、地域総体としての魅力の向上を図る。

また、沖縄らしさを活かした風景づくりを推進するため、国、県、市町村の連携を一層強化するとともに、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定することを促進していく。

(2) 観光地の魅力の増進

ア 観光振興地域制度を活用した観光関連施設の集積促進

本県における観光・リゾート拠点の一層の重点的整備を図るため、観光振興地域制度の税制優遇措置等を活用し、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、販売施設等観光関連施設の集積を促進する。

また、観光振興地域等における道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的整備を推進する。

イ 観光・リゾート拠点の創出と新たな展開

本県観光の新たな魅力となっている「リゾートショッピング」をさらにPRしていくため、沖縄型特定免税店やアウトレットモール等のショッピング観光拠点について、より利用客のニーズにあったショッピング環境の整備を推進する。

また、首里城公園（国営・県営）において、世界文化遺産である史跡の整備・保全や公園の整備を推進するとともに、周辺地域において、古都首里の自然や風土を満喫できる空間として、円覚寺跡や中城御殿跡の整備を行う。

北部地域観光の中心拠点である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の公園整備や同地区へのさらなる集客を図るため、美ら海水族館の利用促進とその魅力を広く国内外へ情報発信することに努める。

また、水源地域ビジョンに基づき、観光振興と地域活性化を推進するとともに、新たな海洋性リゾート拠点の形成を目指す地区において人工海浜、緑地等公共施設の整備を推進し、観光関連施設の集積を促進する。

(3) 観光客の移動の円滑化

那覇空港を基点とする国内外航空路線網の拡充を促進する。国際路線については、既存路線の運航維持・強化に努める。

また、新規路線開拓に向け、北京を始めとする東アジアの主要地域においてエアポートセールスを展開し、路線の需要喚起を図るとともに、就航に必要な、航空協定上の取り決め等の条件整備に努める。

また、外国人を含む観光客の観光施設等へのアクセス性を向上させるため、道路における案内標識の設置を推進するとともに、那覇都市圏交通円滑化総合計画に基づく各種個別施策の推進及びTDM（交通需要マネジメント）施策推進アクションプログラムに基づく各種個別施策を検討促進する。

本県や県内観光地へのアクセス条件改善対策として、これまで、航空機燃料税の軽減や空港使用料の軽減等航空運賃の低減に係る措置や沖縄自動車道通行料金の低減に係る措置が講ぜられたほか、近隣諸国・地域からの沖縄訪問客の増加や利便性の向上を図るため、査証手続き等の緩和措置及び寄港地上陸の許可に係る行動範囲拡大の特例措置が講じられており、今後とも、これらの特別措置を活用し、観光客の増大を図る。

(4) 公共施設の整備

ア 観光地のアメニティを高める公共インフラの重点的整備

沖縄観光・リゾートの持続的発展を図るため、沖縄独自の歴史・文化性や観光

・リゾート地域にふさわしい緑豊かな道路景観、美しいまち並み景観の形成を図るほか、景観や周辺環境に配慮した道路、公園・緑地、マリーナ・フィッシャリーナ等観光・リゾート地のアメニティを高める公共インフラの一体的・重点的整備を推進する。

イ 観光地等へのアクセス向上のためのインフラの整備

那覇空港については、住民参画の手法であるパブリックインボルブメントを取り入れ、将来整備のあり方について総合的な調査が実施されている。調査では、那覇空港は平成22～27年度頃には夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなるおそれがあるとされており、将来対応方策の検討を行っている。

那覇空港は、本県の自立型経済の構築やアジア・太平洋地域における国際交流拠点の形成に向けた重要な交通基盤であり、また、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進に当たって、本県は学術研究や国際物流などの分野で主要な拠点としての役割を担い、様々な施策を展開する考えであることから、ターミナル地域を含めた那覇空港の機能拡充・強化は必要不可欠なものとなっている。そのため、今後は、総合的な調査の結果により、抜本的な将来対応方策の実施が必要と判断されれば、施設整備を含め、将来需要に適切に対応できるよう方策を講じる。

また、離島観光地へのアクセスの利便性を高める離島空港・港湾の整備、県内観光地や那覇空港等へのアクセスを向上させる道路及びサイクリングロードの整備を推進する。

沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、那覇港等における旅客船バースの整備に向けた取り組みに努める。

(5) 持続可能な観光地づくりの推進

沖縄観光を持続的に発展させていくための基盤である豊かな自然環境の保全・再生を図りながら、持続可能な観光地づくりに取り組む。

このため、観光活動が自然環境等に及ぼす影響の把握や、観光地の環境保全管理体制の構築に向けた取り組みに加え、新たに観光客受入容量の定量化手法の研究や市町村が取り組む自然環境に配慮した観光地づくりへの支援等、持続可能な観光地づくりに向けた総合的な施策の展開を図る。

また、赤土等流出防止対策や、サンゴ礁等の自然環境の保全・再生、やんばる地域の国立公園化等公園区域の拡大を促進するほか、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け取り組む。

2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

(1) 健康保養型観光の推進

沖縄の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かし、異業種との連携強化やエビデンス(科学的根拠)の活用により、「癒し」をテーマとする「リゾートヒーリング」を確立するなど、健康保養型観光の新たな展開を図る。

また、県産農林水産物の健康保養型観光への活用拡大を図るとともに、スギ花粉症のない通年型の森林療法が可能であるため、森林セラピーの推進を図っていく。

(2) エコツーリズムの推進

参加・体験型の旅行や環境問題への関心の高まりを受けて、自然・文化環境にふれあい、これらに対する教育的要素なども含んだ活動であるエコツーリズムがさらに盛んになっている。

本県では、平成15年度にエコツーリズムの推進に関する基本方針を定め、本県のエコツーリズムを、自然・文化・歴史の適切な保全と持続的な活用、地域の活性化をはかる活動、訪問者が適切な案内をうけて地域の自然・歴史・文化とふれあう活動という3つの要素をみたま観光の考え方として定義したところである。

引き続き、環境への配慮や保全策、魅力あるエコツアープログラムの開発、沖縄振興特別措置法で規定された保全利用協定の締結促進、推奨制度の構築、推進体制の構築など各施策を展開し、エコツーリズムを積極的に推進するとともに、エコツーリズム推進法に基づく認定に向けた地域の取り組みを支援する。

また、優れた風景地である国立公園等の自然公園の適切な管理・整備を推進するとともに、野生生物保護センター等の関連施設と連携し、エコツーリズム理念の普及啓発を積極的に進める。

[エコツーリズムの推進に関する基本的方針]

エコツーリズムに関する基本理念

エコツーリズムは、地域の自然環境について知識を有するガイドの案内と助言を受けながら、自然環境の保全に配慮しつつ自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動であり、地域の自然や文化とのふれあいやその存在、価値、重要性等を学ぶとともに、稀少動植物資源をはじめとする自然環境や地域の生活

文化に対する保護意識を高めることに大きな意義がある。

また、地域振興の視点からは、ガイドやツアー事業者の育成や観光客による消費など、地域経済への波及効果が期待され、また、受入体制の整備を通じて地域づくりにも大きく寄与するものである。

このため、エコツーリズムの推進に当たっては、自然環境の保全と地域振興のバランスある展開を図り、持続可能な自然資源の利用を推進する。

また、参加者は本活動の趣旨を理解するとともに、自然環境の保全及び地域の暮らしや文化に十分配慮しなければならないものとする。

エコツーリズムの推進方法

エコツーリズムの推進に当たっては、県は、エコツアー事業者による保全利用協定の締結・活用促進のため、保全利用協定を締結するために有効な情報及び保全利用協定を締結した事業者についての情報の発信に努めるほか、地域特性を踏まえた保全利用協定の締結、エコツーリズム推進法による地域認定促進及び自然環境と調和した魅力あるプログラムの作成の促進並びに情報の収集・提供等、エコツーリズムの推進に係る施策を計画的かつ総合的に推進するように努める。

なお、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地や繁殖地など、本活動の実施により自然環境の保全上重大な影響が生ずるおそれがある区域については、本活動の実施を推進すべきでない地域であり、沖縄県知事は、保全利用協定の認定等の際に、適切な配慮がなされているか考慮する。

保全利用協定の策定

エコツーリズムの事業者は、保全利用協定の策定に当たっては、自然環境の保全と健全な利用に配慮するものとし、協定区域内において、協定締結者によるエコツーリズムとしての立ち入りを自粛する区域の設定や協定区域内に生息・生育する野生生物に対する配慮事項等をルールとして策定するとともに、ツアーの適正な人数規模、ツアーごとに特に配慮すべき事項等を含むエコツーリズムの種類ごとのルールを策定するものとする。

また、自然環境の保全はもとより、地域の暮らし、文化等の生活環境の保全や風俗習慣等の尊重について参加者に配慮を求めるための「訪問者ガイドライン」の策定を促すとともに、協定区域内の自然環境の状況の継続的なモニタリングの実施や協定の履行状況の把握に努めるほか、エコツアー後に参加者アンケートを実施し、その結果をホームページ等を通じて対応方針とともに公表するなど、参加者による評価の仕組みを構築するものとする。

協定の策定に当たっては、地域住民の理解と合意を得ることが不可欠であり、研究者、自然体験活動専門家、地元関係者等から構成される検討委員会を組織し、協定に関する地域の合意形成を図るものとする。

エコツーリズムに係る情報の収集・提供、人材育成、施設整備等

県は、保全利用協定の履行状況を把握するため、定期的に現地調査を実施するとともに、必要に応じ、資源調査の実施及び自然環境の保全対策を講ずるほか、地域の自然・歴史・生活文化資源の継続的な発掘と集積、それを活用したプログラムづくり等を推進する。

また、県内大学の観光学科やツーリズム専門学校等との連携により、社会人向けのエコツーリズム講座の開設や専門家を招聘して行う研修会・講演会の開催等、ガイドとして活躍する人材育成を図るとともに、エコツーリズムの推進主体となる各種団体、エコツアー事業者の育成及びエコツーリズムの企画や地域におけるコーディネータとしての役割を担う人材育成を促進する。

さらに、必要に応じ、自然体験活動の円滑な推進に資する散策路、野外観察所、休憩所等の施設整備を推進するとともに、保全利用協定の内容や提供するプログラム、環境に配慮したサービスを実施する宿泊施設、エコツーリズムを推進する地域イメージや環境保全意識の向上につながる特産品等の情報の収集・発信に努める。

(3) グリーンツーリズム等の推進

農山漁村の有する亜熱帯地域特有の豊かな自然環境、良好な景観及び地域の特色ある伝統文化等を保全しつつ、地域資源として積極的に活用することは、地域の振興や地域社会経済の活性化に資するものであり、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムの取り組みが本県においても着実に進展し、さらに広がりが期待されている。

このため、農山漁村の生活環境や都市と農村の交流施設等の農林漁業体験施設及び漁港におけるフィッシャリーナ等の整備や活用を図るとともに、都市住民の農林漁業体験を促進する。

また、これらを担う人材の育成を図るなど、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを積極的に推進する。

(4) 文化交流型観光の推進

本県の豊かな文化的資産の保全・整備と併せて、観光資源として奥深い観光・リゾート地の形成に活用していく視点から、文化交流型観光を積極的に推進するため、世界文化遺産の整備・保全を進めるとともに、歴史的景観の保全や歴史的な建造物・まち並みの保全・復元を図る。

また、これらの世界文化遺産や史跡等と、国立劇場おきなわや県立博物館・美術館等の文化施設を結びつけた新たな観光ルートの開発を促すとともに、伝統工芸の観光資源としての活用を推進する。

沖縄県民の文化遺産として継承され、世界中に広がった「沖縄空手道・古武道」を通じた国内外との交流を促進し、国内外の空手愛好者の本県への来訪を促進する。

(5) 体験滞在・交流の推進

本県の地域特性をいかした体験型・滞在型・交流型観光を推進し、地域の活性化を図るため、体験滞在プログラムの作成、インストラクター等の人材育成、プログラム実施に必要な施設の整備等を進めるとともに、地域住民と地域外の住民が一体となった地域の自然や文化の保全・創造に資する交流活動を促進する。

また、団塊世代の大量退職を契機に進展が期待される長期滞在型観光を推進するため、推進方策の検討やプロモーションを展開する。

3 コンベンション・アイランドの形成

(1) MICEの誘致等

亜熱帯海洋性リゾート、温暖な気候という沖縄のもつ特性に加え、九州・沖縄サミット首脳会合をはじめとする国際会議や大規模コンベンションの開催、プロスポーツチームのキャンプ受入等の実績を活かし、関係機関が連携して、国内外から多くの人々が集まり多様な交流が展開される、コンベンション・アイランドの形成を推進する。

近年、企業ミーティング、報奨旅行、国内・国際会議、イベントや展示会などを目的とする旅行（MICE分野の旅行）は、経済的な効果や地域活性化の観点から注目を集めているが、本県においても重要な誘客対象と位置づけ、マーケティング調査、MICE主催者への働きかけや各種媒体を活用したプロモーション活動等を積極的に展開する。

また、MICE開催に必要な情報及びサービスをワンストップで提供できる体制を確立し、沖縄でのMICE開催のインセンティブを高めていく。

国際会議については、国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）と国際観光振興機構等と連携して誘致を推進する。

スポーツコンベンションについては、温暖な冬場を中心に、プロからアマチュアに至る幅広い各種スポーツチームの競技大会・イベントの沖縄開催、キャンプ・合宿の誘致を促進するほか、平成22年度の全国高等学校総合体育大会開催に向けた取り組みを推進する。

[国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進]

国際会議等誘致の方針

国際会議等の誘致に当たっては、沖縄の特性や優位性を活かした観光・リゾート、健康、医療、保健、平和、アジア・太平洋、海洋、島嶼、亜熱帯、環境等の事項に関する会議、沖縄にとって経済効果や宣伝効果の大きい政府間会議、各種団体等大規模会議、民間企業のインセンティブツアー等を優先的、重点的に誘致する。

国際会議等の誘致推進体制の整備

庁内各部局、(財)沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）と連携を図るとともに、国の関与する国際会議等については、各省庁連

絡会議等との連携・協力の下に、沖縄開催の誘致に積極的に取り組む。

また、民間の国際会議等については、国際観光振興機構、日本コンgres・コンベンション・ビューロー、各種協会・団体の事務局や学会事務局等、専門機関との連携を強化して誘致に取り組む。

さらに、本県及びOCVB、国内外事務所、新ウチナー民間大使、美ら島沖縄大使、WUB及び(財)沖縄県国際交流・人材育成財団のネットワーク等を活用し、情報収集及び誘致活動の支援体制を構築する。

国際会議等の誘致推進

「国際コンベンション・アイランド沖縄」の認知度を高めるため、国内外のコンベンション専門雑誌等への広告掲載、国際会議見本市への出展、パンフレット、ビデオ、インターネット等を活用した広報、国際会議主催者やメディアの沖縄招聘など国内外への情報発信を推進する。

また、OCVBによる歓迎看板の設置や琉舞等による演出、アフターコンベンションの企画支援、会議運営専門会社(PCO)の紹介、関連施設の情報・資料提供など国際会議等開催に対する各種支援の充実を図る。

国際会議開催に必要な人材の育成

国際的な学会会議にも適応できる専門的な通訳の育成を図るため、国内外の同時通訳養成機関への研修生派遣等を行う。

また、国際会議等が開催されるホテル及びコンベンション施設等の従業員に基礎的なプロトコルを修得させるとともに、その通訳・翻訳能力の向上を図る等、人材育成に積極的に取り組む。

さらに、「九州・沖縄サミット」、「IDB年次総会」の登録ボランティアを中心に、コンベンション受入に携わるボランティアの育成に努める。

(2) MICE機能及び受入体制の充実

MICE参加者の多様なニーズに対応するため、沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館の機能強化、市町村、ホテル等関連施設と連携した利用者受け入れ体制の強化を図るほか、新たに文化施設等のコンベンションへの利活用を推進し、多彩なコンベンション施設群の形成に努める。

また、国際会議等にも適応できる同時通訳者を育成するほか、MICE受入において必要とされる、質の高いサービスを提供できる観光関連従事者等の育成を推進する。